



ナンテン



12月 (師走) DECEMBER

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	17	31
月	18	・
火	19	・
水	20	・
木	21	・
金	22	・
土	23	・

12月の税務と労務

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付

12月11日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月4日

国 税／4月決算法人の中間申告

1月4日

国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 1月4日

地方税／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届

支払後5日以内

ワンポイント 印紙の消印

収入印紙による印紙税の納付は、課税文書に収入印紙を貼付して消印します。消印は納税を成立させるほか、収入印紙の再使用を防止する趣旨もあります。消印は印章又は署名により行い、氏名・名称などを表示した日付印、役職名・名称等を表示したゴム印も認められますが、鉛筆による署名は認められていません。

令和5年分 年末調整のポイント

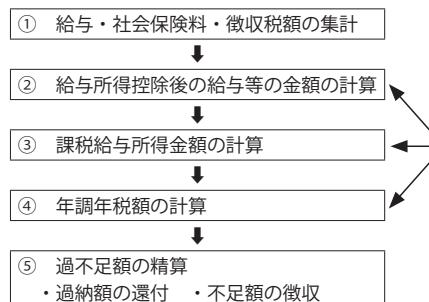


今年も年末調整の時期が近づいてきました。業務の基本的な流れなどは昨年とほとんど変わっていませんが、変更点もありますので、ポイントを押さえておきます。

一 年末調整の流れ

年末調整は、まず社員に対し年末調整額を計算し、給与等を支払う際に源泉徴収税額を集計し、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。

表1 年末調整の流れ



- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- (2) 基礎控除申告書*
- (3) 配偶者控除等申告書*
- (4) 所得金額調整控除申告書*
- (5) 保険料控除申告書
- (6) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

*(2)～(4)は1枚の用紙です

年末調整は、1年を通じて勤務している人や年の途中で就職して年末まで勤務している人などが対象となります。ただし、1年間の給与等の収入金額が200万円を超える人や、2か所以上から給与等の支払いを受けている人で他社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下「扶養控除等申告書」)を提出している人などは、年末調整の対象にはなりません。

二 扶養控除等申告書の改訂

令和5年分から、扶養控除等申告書が改訂されています。令和5年分の扶養控除等申告書は、すでに令和5年の最初に給与の支払いをする時までに社員から提出を受けていますが、提出された内容に変更がないか、社員に確認をする必要があります。

四 非居住者である親族について扶養控除等を適用する場合

令和5年から、非居住者である親族について、扶養控除や配偶者控除などの適用を受ける場合には、その親族の年齢等の区分などに応じて、「親族関係書類」や「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を給与等の支払者に提出する必要があります。

当等を有する配偶者・扶養親族」と「寡婦又はひとり親」について記載する欄が追加されています。

三 住宅ローン控除

住宅ローン控除については、令和4年1月1日以降に居住した人については、一定の場合を除き控除率が1%から0.7%に引き下げられました。そのため、今年の年末調整からは、控除率が1%の人と0.7%の人

がいますので、注意が必要です。控除率は、住宅借入金等特別控除申告書に記載されていますので、必ず確認するようにします。

五 源泉徴収票等の電子交付

年末調整が終わりましたら、日本語での翻訳文も必要になります。前記4つの書類は、いずれも日本語での翻訳文も必要になります。

このうち、今回新たに必要となる書類は、「留学ビザ等書類」と「38万円送金書類」です。「留学ビザ等書類」は、外国における査証（ビザ）又は在留カードが相当します。「38万円送金書類」は、非居住者である親族各人へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

扶養控除等 (異動)申告書	保険料控除 申告書	住宅借入金等 特別控除申告書
_____	_____	_____



「給与所得の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」）を発行します。この書類については、書面で交付するほか、受給者等の承諾を得ることで、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。これを電子交付といいます。

源泉徴収票を電子交付する場合、受給者等に対しても承諾を得る必要があります。あらかじめ、用いる電磁的方法の種類や内容を示し、承諾を得る必要があります。令和5年度の税制改正で、「支払者が定める期限までに承諾に係る回答がない時は承諾があつたものとみなす」旨の通知をあらかじめ受給者に行い、その期限までに受給者から回答がなかつた場合には、その期

表2 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 ①・②・③合計で最高12万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることもできます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H20.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H13.1.2～H17.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円 (S29.1.1以前生まれ) 同居老親等：58万円
基礎控除	○	最高48万円
雑損控除	×	
医療費控除	×	
寄附金控除	×	(注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

ポイントを使用した場合の取扱い

個人が企業発行ポイントを使用した場合の課税関係を確認します。

1 原則的な取扱い

個人が企業発行ポイントを取得し、そのポイントを使用して商品購入した場合は、通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、原則として、所得税の課税対象となる経済的利益には該当せず、よって確定申告をする必要はありません。

2 抽選で当選したポイントを使用した場合

ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時・偶発的に取得したポイントについては、そのポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

A Q

債務超過の状態にない債務者に対する債権放棄等をした場合(法人税)

債務超過の状態にない債務者に対する債権放棄等をした場合に、寄附金課税を受けない場合はありますか。一般的に、債務超過ではない債務者に対する債権放棄等を行った場合でも、債務超過で認められる場合には、債務超過を有すると債務放棄等をした場合でも、営業状態や債権放棄等に至つた事情等による経済合理性を認められると、債務超過の状態にない子会社等の再建等に際して、債権放棄等を行ふ場合として、例えは、実質的に債務超過で債務超過等による子会社等の整理等に際して、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められてい場合などが考えられます。

3 医療費控除の対象となる医療品購入にポイントを使用した場合

ポイントを使用して医療品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、医療費控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合は、次のいずれかの方法で、所得金額及び所得控除額を計算します。

- ① ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
- ② ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法

4 株式等の購入にポイントを使用した場合

証券会社等においてポイントを使用して株式等を購入した場合、一般的には、その株式等の取得価額(取得費等)はポイント使用前の支払金額(ポイント使用相当額を含めた支払金額)を基に計算するとともに、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入します。

たばこ税、酒税などの個別消費税の取扱い

特定の物品やサービスに課税する個別消費税は、消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるものと含まれないものがあります。

1 対価の額に含まれるもの

酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などは対価の額に含まれます。これは、これらの個別消費税は、メーカーなどが納税義務者となって負担する税金であり、その販売価額の一部を構成しているためです。

2 対価の額に含まれないもの

入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、利用者などが納税義務者となっているものですから、その税額に相当する金額を請求書等で相手方に明らかにし、預り金または立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合には対価の額に含まれません。